

監 査 報 告 書

令和8年 6月 9日

公立大学法人滋賀県立大学

理事長 井手 慎 司 様

公立大学法人滋賀県立大学

監 事 山本 憲 宏

監 事 元永 佐緒里

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度における業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程に基づき、本年度の監査計画を作成し、役員及び職員等と意思疎通を図りつつ、監査室と連携して情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 役員会等の重要な会議に出席して、法人としての重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど、業務の実施状況を確認しました。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他本学の業務の適正を確保するための体制について、役員及び職員等からその整備及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人による監査の結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めて、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について精査しました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の適正な実施及び中期目標の達成のための効果的かつ効率的な実施について

本学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているか、また、中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているかどうかを確認しました結果、

指摘すべき重要な事項はありません。

(2) 内部統制システムの整備等に関する状況について

役員による職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他本学の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用については、特に指摘すべき事項はありません。

(3) 役員の職務に関する不正行為又は違法行為について

役員の職務に関して、不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書について

事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示していると認めます。

(5) 財務諸表等について

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以 上